

令和6年能登半島地震により輪島市で発生した 大規模火災について

- 令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴い、輪島市朝市通り周辺で発生した火災について、総務省消防庁と国土交通省が共同で「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を設置し、7月5日に取りまとめ報告書を公表。
- 輪島市の火災に関する調査結果等を検証し、今後取り組むべき、火災予防や消防活動、防災まちづくり等のあり方について検討。

火災の概要

- 場所 : 輪島市河井町
- 出火時刻 : 1月1日夕方
- 被害状況 : 焼失面積 : 約49,000㎡
焼損棟数 : 約240棟

被害状況は、令和6年能登半島地震に伴い石川県輪島市で発生した大規模市街地火災に係る消防庁長官の火災原因調査報告書（概要版）より



※第2回「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の資料より
(国土地理院: 1月11日に撮影した空中写真(垂直写真) https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/20240101_noto_earthquake.html#3-2 をもとに作成)

1. 検討会の開催目的

令和6年能登半島地震により、輪島市朝市通り周辺において発生した大規模火災における原因調査の結果等を踏まえ、消防活動等の検証を行い、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方について検討する。
なお、本検討会については、総務省消防庁及び国土交通省住宅局による共同事務局で開催。

2. 検討事項

- 地震・津波災害時における消防活動
- 大規模地震に備えた火災予防、消防・防災対策 等

3. 検討会の委員等

(敬称略・五十音順)

【座長】	
関澤 愛	NPO法人日本防火技術者協会理事長(元東京理科大学教授)
【委員】	
神村 登紀恵	広島市西消防団副団長(消防団等充実強化アドバイザー)
木作 尚子	名古屋大学減災連携研究センター特任准教授
岸本 孝司	全国消防長会警防防災委員会委員長(北九州市消防局長)
木下 修	東京消防庁警防部長
小林 恭一	危険物保安技術協会特別顧問(元東京理科大学教授)
下重 美佐男	公益財団法人日本消防協会業務部長
白井 一広	全国消防長会予防委員会委員長(千葉市消防局長)
添谷 進	都道府県消防防災・危機管理部局長会会長(千葉県防災危機管理部長)
鳥山 忠志	読売新聞論説委員会論説委員
中西 美和	慶應義塾大学理工学部管理工学科教授
名畑 徹	京都市消防局長
永野 紳一郎	金沢工業大学建築学部建築学科教授
西野 智研	京都大学防災研究所社会防災研究部門准教授
長谷川 清美	東京消防庁豊島消防署長
廣井 悠	東京大学先端科学技術研究センター教授
前川 弘子	石川県女性防火クラブ連絡協議会会長
【オブザーバー】	
朝田 将	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)
今村 文彦	東北大学災害科学国際研究所教授
岩見 達也	国土交通省国土技術政策総合研究所都市研究部都市防災研究室長
川崎 周太郎	国土交通省都市局都市安全課都市防災調整官
下山 利浩	気象庁総務部企画課防災企画室長
田嶋 勝正	和歌山県串本町長
成瀬 友宏	国立研究開発法人建築研究所防火研究グループ長

4. 開催状況

3月18日	第1回検討会
4月22日	第2回検討会
5月28日	第3回検討会
6月28日	第4回検討会
7月5日	報告書の公表

輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書【概要】

- 令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災について、消防法(第35条3の2)に基づく消防庁長官調査を実施
〔火災概要:焼失面積約4万9千㎡、約240棟焼損、出火から14時間後に鎮圧
火災原因:地震の影響により電気に起因した火災が発生した可能性は考えられるが、具体的な発火源、着火物等の特定に至らなかった。〕
- 本火災を踏まえ、今後取り組むべき消防防災対策のあり方を検討するため、消防庁及び国土交通省を事務局とした検討会を開催



※ 撮影:三重県防災航空隊

明らかになった課題

- 1 条件不利地域である半島部での大規模火災
 - 道路の寸断により陸路での早期応援が困難
- 2 地震・津波発生時における沿岸部での大規模火災
 - 住民・消防職団員が避難を要することによる火災発見・通報、初期消火の遅れ
 - 地震による車両、消防団拠点施設(詰所)等消防施設の被災や管内での災害同時発生による消防力の低下
 - 断水、地盤の隆起及び津波により消火栓や自然水利の確保が困難
 - 津波警報下での津波浸水想定区域における消防活動
- 3 古い木造建物密集地域での大規模火災
 - 道路が狭隘であり、火災が発生すると延焼拡大しやすい
 - 倒壊した建物等が通行障害の原因となるとともに、道路を越えた延焼媒体となった可能性

全国消防本部への調査結果

- 1 地震・津波災害時における消防活動計画の策定状況
 - ①地震時の木造密集地域の火災防ぎょ (39%)
 - ②津波警報下における消防活動 (31%)
 - ③①及び②の双方 (20%)
 - ④無限水利を活用した遠距離送水 (4%)
- 2 気象台との関係構築
 - 津波災害時の情報共有・連携体制等 (2%)
- 3 火災予防対策
 - 地震火災の予防のための普及啓発 (23%)

(※カッコ内は取り組んでいる本部の割合。ただし、1①～③は、該当地域(木造密集地域、沿岸部)が存在する本部のうち計画策定済の本部の割合)

今後の対応策

- 1 地元消防本部等の体制強化
 - 震災時の木造密集地域での活動及び津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画の策定等
 - 津波の状況に応じた活動のための効果的な情報収集等
 - 消防水利の確保が困難である場合等における消火方策(空中消火、延焼危険がある倒壊建物等の除去)
 - 火災の早期覚知、情報収集のためのドローン、高所監視カメラ等の整備促進
 - 消防署・消防団拠点施設(詰所)等消防施設の耐震化・機能維持
 - 消防水利の確保(耐震性貯水槽の設置促進、無限水利を活用した遠距離送水)
 - 消火活動の省力化、無人化の促進(無人走行放水ロボット、水幕ノズル、消火用ドローン等の整備)
 - 消防団の充実など地域防災力の強化
- 2 応援部隊の体制強化
 - 悪条件下での進出・活動を可能にするための、車両の小型化、資機材の軽量化
 - 空路・海路での応援部隊及び車両・資機材の投入、関係機関との連携強化
- 3 地震火災対策の推進
 - 地域における火災予防の推進(家具転倒防止対策、耐震自動消火装置付き火気設備、住宅用火災警報器、防災訓練等)
 - 大規模地震時の電気火災対策(感震ブレーカー等の普及推進)
- 4 まちづくり
 - 都市構造の不燃化や密集市街地の整備改善及び住民等の地域防災力の向上に資するソフト対策の引き続きの推進
 - 老朽木造家屋や避難・消防活動上重要な沿道の建築物等の耐震化の促進



火災の早期覚知等のためのドローン



海水利用型消防水利システム(スーパーポンパー)



悪路走行可能な小型車両

各都道府県

密集市街地整備主務部長 殿

国 都 安 第 4 2 号

国 住 市 第 2 6 号

令和 6 年 7 月 12 日

国土交通省都市局都市安全課長

(公印省略)

国土交通省住宅局市街地建築課長

(公印省略)

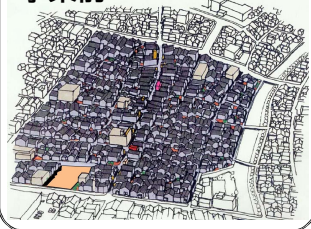
密集市街地の改善について

1. 令和 3 年 3 月に閣議決定された住生活基本計画では、特に火災等の危険性が高く重点的な改善が必要と考えられる「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、令和 1 2 年度までに最低限の安全性を確保し、おおむね解消することを目標として定めています。「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、地域住民の協力も得ながら、より積極的・計画的に改善整備の取組みを推進してください。
2. 「地震時等に著しく危険な密集市街地」に該当しない地区や、密集市街地の改善整備を図る事業に取り組んでいない地区であっても、老朽木造住宅が密集していたり、地形的な特性等により過去に大火が起きたことがあるなど、大規模な延焼火災が発生する危険性が高い市街地がないか、改めて確認してください。
3. 危険性が高い密集市街地においては、地域住民へ危険性を周知し、火災時の迅速な避難行動や消防活動等について啓発するとともに、市街地の安全性を向上するために必要な対策を各地区の特性に応じて適切に実施してください。具体的には、延焼を抑制し避難路等となる道路の整備、公園・空地の整備、老朽化した建築物の除却や耐火性能のある建築物への建替え等を行うことが、密集市街地の対策として有効です。また、ハード対策を進めるためには、地域住民等の理解が必要であり、防災マップの作成や防災訓練の実施など、地域防災力の向上に資するソフト対策も合わせて行うことが重要です。

4. 上記 2 に必要な調査や、上記 3 の整備等を行う場合、防災・安全交付金等の基幹事業である住宅市街地総合整備事業や都市防災総合推進事業等による国費を活用することもできますので、積極的な調査及び整備の推進に努めてください。
5. 津波浸水被害が予想されている地域にある密集市街地など、特に消防活動に一定の制約があるような市街地では、防火地域、準防火地域、建築基準法第22条指定区域を指定するなど、長期的な視点で都市の不燃化を促すことも有効です。地域の特性や地元住民の意向を十分に踏まえつつ、都市計画部局等とも連携して検討に努めてください。
6. 老朽木造家屋等の倒壊による圧死等の被害を低減させることはもちろんのこと、特に密集市街地においては、道路閉塞を防ぎ、地区外への避難路の確保及び消防車の進入路を確保し、円滑に人命救助・消火活動等が実施できるよう、老朽木造家屋や避難・消防活動上重要な沿道の建築物等の耐震化を促進していくことも重要です。所有者への普及啓発の促進など、耐震担当部局等とも連携して耐震化の推進に努めてください。
7. 消防庁によると、平成28年の糸魚川市の大規模火災を踏まえ、「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」を指定した消防本部は全国に590本部あります。都道府県内の消防本部でそのような指定がされている地域がないか、指定されている場合は、消防活動計画がどのようになっているのかなど、消防本部等と連携しながら地域の特性に応じて必要な対策を考え、市街地の安全性の向上に努めてください。

密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

事業前

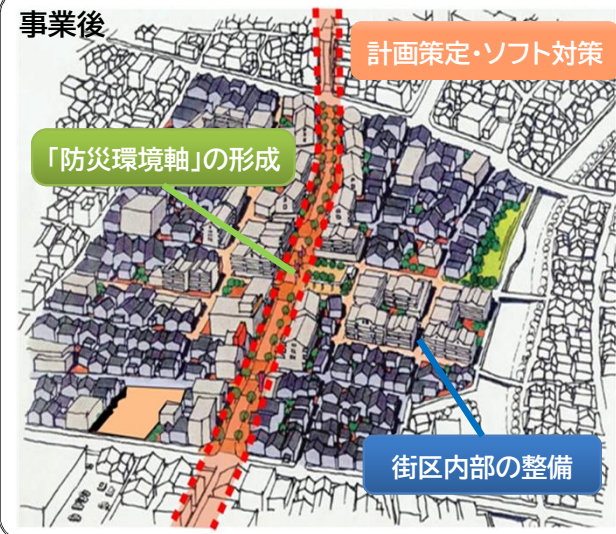


防災上課題のある
密集市街地の整備改善

ソフト対策
計画策定・

調査・計画策定
事業化コーディネート・協議会活動・地域防災力の向上に資するソフト対策支援等
整備計画策定等事業
(交付率：1/2、1/3等)

事業後



計画策定・ソフト対策

「防災環境軸」の形成

街区内部の整備

街区内部の整備

「防災環境軸」の形成

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上
(重点供給地域は概ね2ha以上)
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上
(重点供給地域は概ね0.5ha以上)
- ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上
(重点供給地域は25戸以上)
- ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

街区レベルの延焼防止／一次避難路の確保

共同・協調化建替
個別建替（防災建替え・認定建替え）
除却等、共同施設整備、空地整備等（交付率：1/3）

耐震改修・防火改修等
改修、建替え、除却（交付率：11.5%等）

**老朽建築物、
空き家等の除却**
買収費、除却工事費、通損補償等
(交付率：1/2、1/3、2/5)

**地区内の公共施設（道
路、公園、広場、コミュニ
ティ施設等）の整備**
(交付率：地方公共団体1/2
民間事業者等1/3等)

市街地大火の延焼防止／広域避難の確保

沿道建築物の不燃化

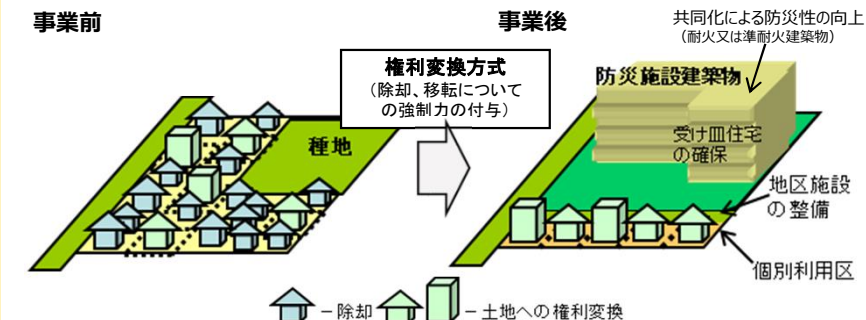
延焼遮断帯形成事業
一定の要件を満たす沿道建築物
の外壁・開口部・屋根等の整備等
(交付率：1/3)

**従前居住者用受け皿住
宅の整備**

都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃
貸住宅整備等
(交付率：1/3、1/2、2/3)

防災街区整備事業

調査設計計画（権利変換計画作成を含む）土地整備、共同施設整備
(交付率：1/3)



事業に関連する公共施設（道路・都市公園・河川等）の整備 関連公共施設整備（交付率：通常事業に準ずる）

◇住宅・建築物安全ストック形成事業 <社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の基幹事業（令和6年度予算）>

※地方公共団体の補助制度については、住宅・建築物がある地方公共団体にお問い合わせください。

住 宅	
○耐震診断 ・民間実施：国と地方で2／3 ・地方公共団体実施：国1／2	
○補強設計等 ・民間実施：国と地方で2／3 ・地方公共団体実施：国1／2	
○耐震改修、建替え又は除却	
建物の種類	交付率
マンション	国と地方で1／3
その他	国と地方で23%

パッケージ支援（補強設計等＋耐震改修又は建替え）

耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)
密集市街地等（防火改修含む）	150万円
多雪区域	120万円
その他	100万円

建築物	
○耐震診断、補強設計等 ・民間実施：国と地方で2／3 ・地方公共団体実施：国1／3	
○耐震改修、建替え又は除却	
建物の種類	交付率
避難所等の防災拠点	公共建築物：国1／3 民間建築物：国と地方で2／3
多数の者が利用する建築物（1,000㎡以上の百貨店等）	公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%

◇地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業） <令和6年度予算：国費106億円>

- 改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物等の耐震化に対し、重点的・緊急的に支援（令和7年度末まで）
- ・要緊急安全確認大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）：補強設計1／2、耐震改修1／3
 - ・要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物、防災拠点建築物）：耐震診断1／2、補強設計1／2、耐震改修2／5
 - ・緊急輸送道路沿道建築物等：耐震診断1／3、補強設計、1／3、耐震改修1／3

◇耐震改修促進税制（住宅・建築物）

住 宅	建築物（耐震診断義務付け対象）
○所得税（R7.12まで） 耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10％等を所得税から控除	耐震診断の結果報告を行った者が、政府の補助を受けて、H26.4.1～R8.3.31の間に耐震改修を行った場合、固定資産税額を2年間1／2に減額
○固定資産税（R8.3まで） 固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1／2に減額（特に重要な避難路沿道にある耐震診断義務付け対象の住宅は、2年間1／2減額）	

◇住宅金融支援機構による融資制度 ※金利は毎月見直します。最新の金利は住宅金融支援機構のHPをご確認ください。

個人向け	マンション管理組合向け（（公財）マンション管理センターの保証を利用する場合）
○融資限度額：1,500万円（住宅部分の工事費が上限）	○融資限度額：共用部分の工事費の10割
○金利：償還期間10年以内1.30%、11年～20年以内1.36%（R6.4.1現在）	○金利：償還期間10年以内0.77%、11年～20年以内0.83%（R6.4.1現在）

マニュアル作成の目的

- ・ 居住者の命を守る観点から、基本原則とする住宅の耐震化をさらに進めるための方策とともに、やむを得ず本格的な耐震改修等を行うことができない場合でも、地震からのリスクを低減することが考えられる方策を含めて普及することを目的。

基本的な考え方

- ・ まずは、住宅の耐震化の必要性を所有者に理解してもらい、意識の向上を図ることが重要。
- ・ その上で、住宅の耐震診断を行い、耐震性や危険性の有無を確認。
- ・ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された場合は、耐震改修等を行い、住宅の耐震性を確保することが原則。
- ・ やむを得ない場合でも、暫定的・緊急的な対策として、人命の安全確保につながる可能性がある多様な方策を講じ、居住者の命を守る観点から地震からのリスクを低減する。
- ・ また、住宅の耐震化の有無に関わらず、日ごろから災害時への備えを行う。

I-1 耐震化の支援制度

- ① 計画策定や普及啓発、耐震診断、補強設計、耐震改修等への補助
- ② 耐震改修に必要な資金に対する融資
- ③ 税制の特例措置(所得税額の特別控除、固定資産税の減額措置)

I-2 耐震化のさらなる促進に向けた方策

- ① 様々なツールを用いた普及啓発
- ② 工事業者等の育成や参入促進
- ③ 民間の創意工夫を活かした啓発から改修まで一括実施
- ④ 福祉関係機関や自主防災組織等と連携した調査や啓発
- ⑤ リフォームや省エネ改修と合わせた耐震改修の実施の提案
- ⑥ 所有者負担の全体像を示すモデルケースの作成・提供

住宅の耐震性を確保することが原則

- ⑦ 所有者の子供世帯等による耐震改修や耐震改修リバースモーゲージの活用促進
- ⑧ 所有者の状況等に着目した追加的な補助等の実施
- ⑨ 所有者の金銭準備の負担軽減
- ⑩ 耐震改修コストを下げる工法等の工夫
- ⑪ 除却や住み替え等の支援

II編 地震からリスクを低減するための方策の実施

やむをえない場合の暫定的・緊急的な対策

- | | |
|------------------|---|
| ① 段階的な耐震改修工事の実施 | — 最終的には住宅全体を耐震改修することを想定しつつも、当面の措置として、耐震基準に満たない水準で補強する。 |
| ② 部分的な耐震改修工事の実施 | — 主たる居室や寝室の構造部分のみの補強や、屋根の軽量化のみなど部分的に改修する。 |
| ③ 命を守るための家具等の導入 | — 住宅の構造部分等の改修工事までは行わず、耐震ベッドや耐震テーブルといった家具等を導入する。 |
| ④ 命を守るための住まい方の工夫 | — 住宅の工事等をしない場合、万が一、建物が倒壊したとしても、地震からリスクを低減するため、2階建ての場合、2階を主たる居室や寝室にするなど、住まい方を工夫する。 |

III編 日頃からの災害への備え

全ての住宅における安全性向上策

- 地震時の安全性を向上させる取組みとして、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置、自動消火機能付きコンロの設置、棚ストッパーの設置等を行う。
- いざという時の備えとして、防災備蓄の確保、避難袋の用意、家族での避難場所や連絡手段の確認といった災害への備えを行う。